（質問１）

ＩＲ立地による効果に納付金・入場料等の活用とあるが、納付金というのは、ＩＲ事業者から国や地方自治体に対して売上の何割かを納付しなければならないといった意味のお金か。また、そのお金を対策等に利用するということか。

（回答：職員）

納付金についてはお見込みのとおりである。ＩＲ事業者も民間事業者であり、一般的な法人税等、日本の租税に関する法律の対象となる。それ以外にいわゆる諸外国でカジノ税と言われるものを日本では納付金として、国のＩＲ推進会議の取りまとめで整理されている。まだ率は決まっていないが、売上から賭け金の払い戻し分を差し引いたものに比例させ、一定のパーセンテージを決めて定額分と併せて納付金を徴収するということになっており、国の取りまとめでは、国と地方が１対１で折半をするということになっている。一般財源として収納し、使途については今の時点で限定をされない方法で議論が進んでおり、大阪府市であれば何に充てるかということについて考えていく必要がある。

（回答：谷岡講師）

カジノの入場料に関して、例えば、入場料を取るか取らないか。取るとすればいくらにするのか、そういう議論はまだ実は始まっていない。ただ、入場料はなるべく地方に入れようという方向で中央も議論している。

ここで問題になるのは、例えば3,000円の入場料を取った場合、プレーヤーの心境としてはもう既に－3,000円だから、それを取り返そうとして賭け方が派手になるのかならないのか。そのようなことはならないという意見もあるし、なるという意見もある。

ただ、シンガポールは入場料100シンガポールドル、要するに日本円で八千数百円になるが、シンガポールではギャンブル依存症患者はどんどん減っているという状態からすれば、プレーヤーが8,000円を取り返そうとしているのかしていないのか。

しかし、社会調査として適切な方法で調査をしたわけではないため、入場料がプレーヤーに与える影響については決定的なことは何も言えない。何も言えない状態でありながら、一方的な意見をもし皆さんが聞くようなことがあれば、その人はどちらかの意見で何か勝手なことをおっしゃっている。つまり、全てのいろんなギャンブルを日々研究している私が知らないわけだから、恐らくその人は片っ方だけの意見を聞いて、自分の意見を言っている可能性が高いというふうに考えていただきたい。入場料が依存防止に効果があるのかないのか、その他もろもろの全ての研究にまだエビデンス（証拠、根拠）はないということを申し上げておきたい。

それから、最初に入場料を設けたのは、インディアナ州というアメリカにある州で、入場料はたった１ドル50である。しかし、そのうち１ドルはカウンティーフェア（郡で年１回開催される祭り）に使う、そのうち10セントは何々に使うと、細々と実は目的税化されて入場料が決まっていた。

（質問２）

納付金の徴収について、国と地方が１対１で折半し、一般財源として収納するとのことだが、それは国の法案として固まっているのか。本当にギャンブル等依存症対策を行うためには、納付金を一般財源で収納することに私は反対する。例えば、福祉行政を見ても、消費税を福祉関係に充てる目的で取り始め、増税もされているのに、確固たる使途を制限しておらず、一向に福祉行政は進んでいない。それと同じことになるのではないか。先端的な対策をやろうという意気込みならば、使途を決めて徴収し、目的税化するべきである。

（回答：職員）

現在示されている内容は、国のＩＲ推進会議の取りまとめで整理されている方向性であり、具体的な中身については法整備の問題である。法案そのものに条件が書き込まれるのかというのは、次期国会なり、これ以降の国会に提出される法案を待つ必要がある。

（回答：谷岡講師）

目的税化するのが、私も正当な方法論というか、少なくとも哲学であろうと考えている。というのは、宝くじの財源は地方自治体に入って、幅広い事業に充当が可能で、どんなふうに何が使われているのか、これが無くなったらどうなるかということが全然見えてこない。

1995年にイギリスで何十年ぶりかに宝くじが復活した時に国民になされた説明は、国が率先してお金を出せない分野、文化財の保護や宗教的な施設（教会等の修復等）、その他のことに使うということを全員に宣言した上で、ボランタリータックス（自発的に納める税金）として、目的に賛同してくれる人は宝くじをぜひ買ってくださいという意味で始めた。このため、一獲千金が当たるかもしれないという感覚ではなく、寄附行為的な目的税としてスタートした。カリフォルニアの宝くじも教育目的であり、海外では目的税化され、教育目的に使われている事例が多い。

（質問３）

夢洲の中では最先端の依存症対策を講じると思うが、夢洲の外の対策として、パチンコの駐車場にあるサラ金の広告などに対しては、府市で対応するのか。

（回答：職員）

公営競技及び遊戯等の取り扱いについては、国のギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議で現在議論が進んでいる。ただ、日本の法制度として広告や景品等の表示に対する制約を突然変えることは非常に難しいところがあり、今のところ国のＩＲ推進会議の取りまとめにおいても、カジノを含め、シンガポールほどの厳格な広告規制までは踏み込んでいない。

一方で、いわゆる遊技業組合を始め、関係協会の間でも今回のＩＲでの議論を見ながら、かなり自主的な取組みを進めておられる傾向があり、相談窓口等の設置等も始まっている。そういったところに一定期待するところであり、行政として直ちに府内のパチンコ業界やサラリーローン等についての広告規制を行うことはかなり難しく、府市では検討は行っていない。

（回答：谷岡講師）

今の日本において、依存症患者が何百万人いようと、合法化されたカジノが１人の患者も出しているわけではないが、少なくともカジノ事業者は日本で進めるにあたって、アメリカのレスポンシブゲーミング（責任あるゲーミング。カジノ等のギャンブルというサービスに携わる業界や政府が、社会に対し公平で安全なサービスを提供するための取組みの一つ）の動きのように、何らかのひずみを世の中にもたらすのであれば、ある程度責任をとっていこうという態度で、治療や相談等いろいろなことを始めると思われる。それをぜひまねしてほしいのが、他の業界である。

ギャンブル等依存症対策基本法案は、こうしようという方向は出るだろうが、お金を年間いくら集めて、この業界にはいくら割り当てるといったところまでは、まず決まるまでに何十年かかるかわからないほどの議論があるだろうし、クロス・アディクション（異なる依存症である２つ以上の嗜癖を同時に発症していること）の問題もある。例えば、アルコール依存症とギャンブル依存症に両方にかかっている人が破産した場合、そのお金はアルコール業界が出すべきなのか、ギャンブル業界が出すべきなのかという議論は実はかけらも行われておらず、行うことすら多分できない。買い物依存症など全部含めると話がわからなくなるためである。

とにかくギャンブル等依存症対策の検討がスタートした。他の業界もできればこれに追随してほしいという方向性のほうがあり得る方向で、現実的であろうというふうに考えている。

（質問４）

私は普段、依存症当事者の家族や本人の相談窓口の支援を行っている。現場で感じることは、相談窓口はたくさんあるが、まず本人が相談窓口に行かないというのが１つの問題である。また、薬物やアルコールに比べて、ギャンブル依存症の方が私達へ相談に来るのは、大体問題を把握してから10年程経過した後と非常に長く、その頃には身体的な症状が出てしまう。

質問したいことは、アウトリーチ、つまり、実際に困っている人のところへこちらから訪問するなどして介入するにあたっては、私達は今アメリカのモデル等を参考にしている。底つきを待つのではなく、苦しんでいる家族や本人のところに、こちらからアウトリーチしていくための日本での有効な方法やアイデアというのがあれば、ぜひお聞きしたい。

（回答：井上講師）

アウトリーチといったときに、人権問題等もあり、どこまで踏み込んでいいのかというのが非常に問題になると考えている。

少し話は違うが、例えば、今メンタルで鬱病という診断書を多く見るようになったと思われるが、2000年ぐらいまでは鬱病の診断書は全然出てこなかった。それが、鬱は心の風邪であるという認識が広まり、今は皆さんにご理解いただけるようになった。このように、依存症そのものの理解度を上げる啓発が第一に必要。その中で、自分が困っているか、家族が困っているか、社会が困っているかというようなところから依存症はアプローチが始まるということを啓発していくというのが私は非常に重要であると考えている。

その上で、どこかの窓口、そこにつながればワンストップのような形で、経済状態や精神面、家族へのアプローチ、教育も全て対応できるという形にしてしまえば、いろんな名目を使ってアウトリーチで入りやすくなると思う。依存症の事例性はさまざまな問題があることをちゃんと教育した上で、それに対する窓口を通してアウトリーチをしていただければ、皆さんに受け入れやすいのではないかと私は考えている。